

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）の論点案

I. 基本的事項

1. 環境社会配慮の基本方針（環境社会配慮の定義含む）

2. ガイドラインの目的

3. ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）

3.2 スキームの取り扱い（統合した扱いとする）

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

4. 計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）

5. 環境管理システムの適用

II. 手続き

1. 環境社会配慮の確認と支援

1.1 基準

参照する途上国政府の環境アセス等に関連する基準

1.2 手続き

スクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ分類毎の支援の範囲と内容、スコーピング、EIA支援報告書の内容、事業評価との関連（事前評価、中間評価、終了時評価、事後評価）等につき検討する。

1.2.1 案件検討

1.2.2 事前調査

1.2.3 本格調査、基本設計調査

1.2.4 事業実施（技術協力を対象）

2. 情報公開

2.1 情報公開の基本的考え方

2.2 時期と内容

相手国政府の了解、情報伝達手段の限られる地域や住民に理解可能な方法での説明の仕方、現地言語の扱い、EIA支援報告書の素案を公共の場において閲覧可能な状態とする方法、等につき検討する。

3. 相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

3.2 時期と内容

4. 公開協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

4.2 時期

例えば、EIA支援を行う場合は、スコーピング段階とEIA支援報告書の素案作成直後に公開協議を行うこと、等につき検討する。

5. モニタリング（技術協力プロジェクト）

5.1 期間（プロジェクト開始から終了時まで）

5.2 仕組み（JICA内組織、外部から指摘がある場合の対応）

6. フォローアップ

開発調査や無償資金協力で調査終了後（JICA業務の終了後）の先方政府の環境社会配慮実施状況の確認等

III. 実施体制とその他の事項

1. JICAの実施体制

ガイドラインの遵守状況の監督、案件の審査、モニタリング、評価

2. 作業監理委員会

3. 意志決定への反映

4. ガイドラインの遵守

5. その他

5.1 ガイドラインの名称

5.2 技術的基準の整備

以上